

手続に要する費用

紛争解決センターを利用するにあたって、当事者には次の費用を負担していただきます。

▶ 申立手数料

● あっせん申立…申立人から **11,000円** (消費税込)

あっせん申立の際に、申立人から **11,000円** (消費税込) を支払っていただきます。

* 相手方があっせん期日に1回も出席しないままあっせん手続が取下げまたは不応諾等により終了したときは、申立手数料の半額の5,250円が申立人に返還されます。

* 1回でも相手方があっせん期日に出席したときは、和解に至らなかった場合でも、申立手数料は返還されません。

▶ 成立手数料

● 原則として申立人と相手方が折半で負担

手続が和解により終了した場合は、和解契約書に記載された解決額(支払いの合意がなされた金額などが基準となります)を基礎に、下記の算定基準により計算した額に消費税を付加した金額を、原則として申立人と相手方の折半で支払っていただきます。但し、当事者双方の負担割合は、あっせん人が事案の内容、背景、当事者の事情及びあっせんの経緯その他の事情を考慮して別途決定することもできます。

成立手数料

和解契約書に記載された解決金額	算定基準
100万円以下の場合	8%
100万円超、300万円以下の場合	5%+3万円
300万円超、3,000万円以下の場合	1%+15万円
3,000万円超の場合	0.5%+30万円

* 別途消費税が加算されます。

たとえば、3回のあっせん期日を開催して手続が和解により終了し、和解契約書に記載された解決額が100万円の場合は、①申立手数料として申立人から **11,000円** ②成立手数料として申立人と相手方から合計 **88,000円** (仮に申立人と相手方とで折半する場合は各 **44,000円**) を、それぞれ支払っていただきます。

なお、手続の過程で、鑑定費用等の特別な費用を要する場合は、申立人と相手方とで別途負担していただきます。



熊本県弁護士会紛争解決センター

〒860-0078 熊本市京町1丁目13-11

熊本県弁護士会紛争解決センターの
利用に関するお問い合わせは

TEL 096-325-0913

受付時間 ● 月曜～金曜 / 午前9時～午後5時 (祝日を除く)

ADR (Alternative Dispute Resolution)

「紛争解決センター」は、いわゆるADR (= Alternative Dispute Resolution = 代替的紛争解決・裁判外紛争処理機関) の一種で、市民の皆様にとって裁判と並ぶ紛争解決の選択肢です。

熊本県弁護士会 紛争解決センター 開設

弁護士が
話し合いによる
紛争解決
のお手伝い。



弁護士による
親切・円満・迅速なトラブル解決。

**Alternative
Dispute
Resolution**

熊本県弁護士会紛争解決センター

(弁護士会ADR)

熊本県弁護士会紛争解決センターとは

熊本県弁護士会紛争解決センターは、裁判によらないで当事者間の紛争(もめごと)を解決するための機関(ADRといえます)です。この紛争解決センターでは、弁護士が「あっせん人」となって、公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き、話し合いによる紛争の解決をお手伝いします。

熊本県弁護士会紛争解決センターは、熊本県弁護士会が運営しています。



熊本県弁護士会紛争解決センターの特色

熊本県弁護士会紛争解決センターには、次のような特色があります。

①和解による解決

紛争解決センターでは、あっせん人が当事者の話をよく聞き、解決案を押しつけることなく、当事者の自主的解決能力を引き出して、双方の当事者の合意(和解)による解決を目指します。

②専門家による解決

紛争解決センターでは、法律の専門家である弁護士があっせん人となり、紛争の適正な解決を目指します。

③早期解決

紛争解決センターでは、原則として3回以内のあっせん期日で解決できるよう努力することになっており、裁判所の調停より早期の解決を目指します。

④手続の柔軟性

紛争解決センターでは、例外的な場合には弁護士会館外でのあっせん期日の開催が可能となるなど、柔軟な手続による解決が可能です。

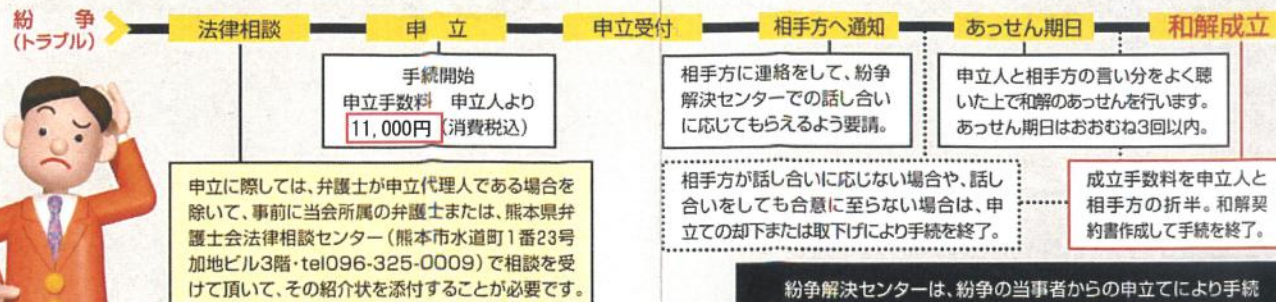
対象となる紛争

当事者間の合意により解決可能な紛争であれば、すべての民事紛争が対象となります。

各種損害賠償請求、貸金請求、賃料や明渡しなどに関する借地借家の紛争、請負代金請求や欠陥住宅などの建築紛争、消費者取引に関する紛争、貸金不払いや解雇などに関する職場の紛争、離婚・相続などの親族間の紛争、会社間の商取引・契約に関する紛争など、あらゆる紛争が対象となります。(但し、事件の内容や紛争の態様により、紛争解決センターで取り扱えない場合もあります。)

紛争解決センターの手続の流れ

身のまわりで起こるいろいろなトラブルの早期かつ円満な解決の実現を目指します。



申立の方法

①申立書の提出

あっせんの申立では、①当事者の氏名又は名称及び住所、②代理人の氏名及び住所(代理人による申立の場合)、③申立の趣旨、④申立の理由を記載したあっせん申立書を紛争解決センターに提出します。申立書の書式は紛争解決センターに準備してあります。

②添付書類

添付書類として次のものが必要です。

- ①法定代理人が申立を行うときは、その身分関係を証明する戸籍、全部事項証明書等
- ②当事者が法人であるときは、その代表者の資格を証明する書類
- ③代理人が申立を行うときは、その委任関係を証明する委任状
- ④申立を基礎づける証拠があるときは、その証拠書類の写し
- ⑤弁護士の紹介状
(申立前に必ず当会所属の弁護士の相談を受けられることが必要です。)

③申立・添付書類等の提出部数

申立書及び証拠書類の写し等については、「相手方数+1部」を紛争解決センターに提出して下さい。

戸籍謄本、資格証明書、委任状、弁護士の紹介状については、「原本1部」を紛争解決センターに提出して下さい。

④申立手数料

前記のとおり、申立の際に、申立手数料11,000円(消費税込)を納付していただきます。

⑤代理人

弁護士以外の方があっせん手続の代理人となるためには、紛争解決センターの許可が必要です。

Alternative Dispute Resolution

相手方に連絡をして、紛争解決センターでの話し合いに応じてもらえるよう要請。

申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で和解のあっせんを行います。あっせん期日はおおむね3回以内。

相手方が話し合いに応じない場合や、話し合いをしても合意に至らない場合は、申立での却下または取下げにより手続を終了。

成立手数料を申立人と相手方の折半。和解契約書作成して手続を終了。

紛争解決センターは、紛争の当事者からの申立てにより手続を開始します。申立てが受理されると相手方に連絡をして、紛争解決センターでの話し合いに応じてもらえるよう要請します。

相手方が話し合いに応じるかは自由ですが、相手方が話し合いに応じた場合は、あっせん期日を開催し、弁護士のあっせん人が双方当事者から言い分を聴いて、当事者間の和解のあっせんを行います。あっせん期間はおおむね3回以内を目処に開催します。あっせん人が相当と判断した場合は、あっせん人から和解案を提示することもあります。

あっせんにより当事者間に和解が成立した場合は、和解契約書を作成して手続を終了します。相手方が話し合いに応じない場合や話し合いをしても合意に至らない場合は、申立ての却下または取下げにより手続を終了します。

紛争解決センターでは、解決内容を押しつけることはしません。できるだけ相手方に話し合いに応じてもらえるよう、また、適正な和解を成立させることができるよう努力します。

注意していただきたい事項

紛争解決センターは、あくまでも当事者の合意により紛争を解決する機関ですから、相手方がどうしても手続に応じない場合や、話し合いが合意に達しない場合は、紛争を解決することができません。

申立に際しては、弁護士が申立代理人である場合を除いて、事前に当会所属の弁護士または、熊本県弁護士会法律相談センター(熊本市水道町1番23号加地ビル3階・tel096-325-0009)で相談を受けて頂いて、その紹介状を添付することが必要です。

紛争解決センターへの申立てには、裁判所への訴訟提起と同じような時効中断の効果はありません。

紛争解決センターにおける和解契約の効力は、通常の裁判外の和解と同じです。したがって、相手方が和解契約の内容を履行しない場合に、和解契約書に基づき直ちに差押等の強制執行ができるわけではありません。

